

＋
（仮称）七ヶ宿陸上風力発電事業の廃止に関する
公表

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の九第一項の規定に基づき次のとおり公表いたします。

一、第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

七ヶ宿陸上風力発電合同会社

業務執行社員 星野 敦

東京都港区新橋六丁目一七番二一号 住友不

動産御成門駅前ビル十階

二、第一種事業の名称、種類及び規模
（仮称）七ヶ宿陸上風力発電事業

風力（陸上）

発電総出力 最大十三万二千キロワット

三、法第三条の九第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、（仮称）七ヶ宿陸上風力発電事業を実施しないことにいたしましたので、法第三条の九第一項第一号に該当することとなりました。

令和四年十一月七日

東京都港区新橋六丁目一七番二一号 住友
不動産御成門駅前ビル十階

七ヶ宿陸上風力発電合同会社

業務執行社員 星野 敦